（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　次に掲げる施設のうち、新母子保健法第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業の用に供するものであって、かつ、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令第七条第六項第九号に規定することども家庭センターに該当しないものは、同条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号に規定することども家庭センターとみなす。

一　施行日の前日において、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正前の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令第七条第六項第九号に規定する母子健康包括支援センター（次号において「母子健康包括支援センター」という。）であった施設

二　施行日前に定められた過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八条第一項に規定する市町村計画（母子健康包括支援センターの整備について定めたものに限る。）に基づいて施行日以後に設置される施設

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　施行日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。以下この条において「地域住宅特別措置法」という。）第六条第六項の規定により同条第一項に規定する地域住宅計画に記載された同条第六項に規定する公共公益施設であって、施行日以後に新たに第十一条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に規定する母子健康包括支援センターとして整備するものは、地域住宅特別措置法第十二条の規定により読み替えて適用する公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第三十六条第三号及び第十一条の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第一号に規定することども家庭センターとみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　木原　稔

孤独・孤立対策推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

## 政令第百六十二号

孤独・孤立対策推進本部令

内閣は、孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

1　孤独・孤立対策推進本部（次項において「本部」という。）の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

2　前項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、孤独・孤立対策推進本部長が本部に諮って定める。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

火山調査研究推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

## 政令第百六十三号

火山調査研究推進本部令

内閣は、活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三十二条第四項ただし書及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（庶務）

**第一条**　活動火山対策特別措置法第三十二条第四項ただし書の政令で定める庶務は、火山調査委員会の庶務とし、同項ただし書の政令で定める行政機関は、国土地理院及び気象庁とする。

2　火山調査研究推進本部の庶務は、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課において総括し、及び処理する。ただし、前項に規定する庶務については、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課、国土地理院及び気象庁地震火山部において共同して処理する。

（火山調査研究推進本部長を代理する火山調査研究推進本部員）

**第二条**　火山調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、火山調査研究推進本部員のうちから本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（政策委員会の委員）

**第三条**　政策委員会の委員（以下この条及び第五条において「政策委員」という。）は、非常勤とする。

2　学識経験のある者のうちから任命される政策委員の任期は、二年とする。ただし、当該政策委員のうち補欠の政策委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の政策委員は、再任されることができる。

（専門委員）

**第四条**　政策委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3　専門委員は、非常勤とする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（政策委員会の委員長等）

**第五条**　政策委員会に、委員長を置き、政策委員のうちから本部長が指名する。

2　政策委員会の委員長（次項及び次条において「政策委員長」という。）は、政策委員会の事務を掌理する。

3　政策委員長に事故があるときは、政策委員のうちから政策委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（政策委員会の運営）

**第六条**　前三条に定めるもののほか、議事の手続その他政策委員会の運営に関し必要な事項は、政策委員長が政策委員会に諮って定める。